

モーダルシフト推進事業 補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 21 日 港湾局長決定

この要綱は、モーダルシフト推進事業の補助金の交付等について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

（目的）

第 1 条 この補助金は、貨物の輸送を委託する者である荷主企業及び貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者に対して、神戸港を活用し、自動車又は航空機から船舶へモーダルシフトを行うものに市が補助することにより、低炭素型の物流体系の構築を図るとともに、物流分野の労働力及び輸送力不足の改善を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 荷主企業とは、自らの事業に関して貨物を継続して貨物運送事業者に輸送させる者をいう。
- (2) 貨物運送事業者とは、貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者又は倉庫業者をいう。

（補助事業の対象者）

第 3 条 補助事業の対象となる者は、荷主企業又は貨物運送事業者とする。

- 2 前項の規定において、貨物運送事業者が申請する場合は、荷主企業との連名による者に限る。
- 3 前項の規定により連名で申請する場合、申請者は、いずれかを代表事業者として選定しなければならない。

（交付の対象等）

第 4 条 市長は、予算の範囲内において補助事業の対象者に対して補助金を交付する。

- 2 補助金の交付対象や補助金の額等については、別表によるものとする。

（交付申請）

第 5 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、補助事業を実施する前に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。なお、書類の最終提出期限は、当該補助事業を実施する市の会計年度の 12 月 28 日（当該日が、土曜日に当たるときはその前日の 27 日、日曜日に当たるときはその前々日の 26 日）までとする。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 会社概要・役員名簿（様式第 2 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第4号）をもって申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定額からの増減を問わず、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第5号）を、補助事業を中止し、又は廃止するときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。ただし、交付決定額に変更がない又は減額となる場合で、軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第7号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 第1項の変更により交付決定額が増額となる場合、当該増額の上限は当初の交付決定額の2割とする。また、変更後の交付決定額は別表の補助上限額以内とする。

(実績報告書の提出)

第8条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、原則としてこの事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業を実施する市の会計年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。ただし、第5条の交付申請において、既に同様のものを提出している場合、その書類の提出を省略することができる。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第9号）
- (2) 転換後の輸送経路および輸送回数の実績が確認できる資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第10号）により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第10条 市長は、前条の規定により交付額を確定した場合は、速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 11 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(状況報告・広報への協力)

第 12 条 補助事業者は、当該補助事業を実施した後の状況等について、市長が報告を求めた場合、必要な協力をを行うこととする。

2 補助事業者は、ホームページへの掲載等、市の広報において、当該補助事業の概要などを事例として紹介することについて了承し、必要な協力をを行うこととする。

(関係書類・帳簿等の保存)

第 13 条 補助事業者は、本市に提出した書類及び当該補助事業にかかる関係書類・帳簿等を、当該補助事業を完了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(細目委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は港湾局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

交付の対象となる 補助事業	自動車又は航空機から船舶へ輸送の転換を図るもので、神戸港を利用するもの※ ※当該補助事業を実施する市の会計年度内に行うものであって、1月末日までに輸送が完了していること。
申請期間	令和6年4月1日から令和6年12月27日まで
補助金の額	転換後1輸送あたりの全体輸送距離に対する海上輸送の占める割合(百分率)を基礎単価(円/km)※とする。 基礎単価に転換後1輸送あたりの全体輸送距離(km/回)及び輸送回数(回)を乗じた額を補助金の額とする。 ただし、1申請あたり2経路までとし、補助金の額は経路ごとに算出したものを合算する。 なお、補助金の額は300万円を上限に、予算の範囲内で措置するものとする。 ※基礎単価は、百分率としたときの1の位を四捨五入したものとする。 (注) 輸送距離は、国内輸送部分に限る。 (注) 海上輸送の占める割合が、50%未満のものは補助対象外とする。 (注) 申請経路において、貨物のバンニングやデバンニングのための経由以外は、原則、認めないものとする。 (注) 同一経路を往復する場合は、1経路とみなす。
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 実施後の実績により算定した補助金の額 (2) 補助金交付決定額(交付決定額を変更した場合は、変更後の額)
備考	(1) 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 (2) 1事業者、連名での申請を問わず、1申請までとする。 (3) 国、県、市及びその他の団体等から補助金等の交付を受けて事業を実施する場合、本要綱の適用を受けることができないものとする。